

道路工事に関する申請について(補足説明)

○ 道路工事施行承認申請について

車両出入り口の新設に伴い、歩道縁石を低い縁石に取り替える工事など、申請者が費用負担し、道路管理者に代わって工事を施工する場合に、この申請が必要になります。

道路工事の施行承認は、当局規定の承認基準等に基づき行われるものであるため、申請者の希望に添えない場合があることをあらかじめご了承ください。

工事を計画の際には、あらかじめ、事務所総務課担当者までご相談くださるようお願いいたします。

○ 道路工事施行承認申請書の記入について

添付の記入例を参考に、記入してください。

「施工数量」の欄には、「縁石切下げ工事」や「取付道路新設」など、どのような工事を施工するのかを簡潔に記載してください。

○ 申請書の提出について

「様式第1」を提出してください。

○ 申請に必要な添付書類等について

位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図等が必要になります。

工事の種類によっては、詳細な資料の提出をお願いする場合があります。

提出部数については、上記図面を各1部ずつ提出してください。

○ 申請手数料について

申請手数料はかかりません。